

ふとうこうカフェ 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ふとうこうカフェ(以下「本会」という。)と称する。

(所在地)

第2条 代表者の住所をもって本会の所在地とする。

(目的)

第3条 本会は、「不登校を経験した者の多様な生き方を社会に周知し、それらの多様な経験を持つ者が安心できる社会の実現」を目的とし、その達成のために以下の活動を行う。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 不登校経験者・当事者(子ども・保護者など)による講演会
- (2) 不登校経験者・当事者(子ども・保護者など)の交流会
- (3) その他目的達成に必要な活動

(構成)

第5条 本会は、運営委員によって構成される。

2. 本会が主催する活動には、誰でも参加することができる。ただし、参加にあたっては別途定める参加規約・注意事項を遵守しなければならない。

第2章 運営委員

(運営委員の構成)

第6条 運営委員は、本会の目的に賛同し、活動の企画・運営を担う者とする。

(加入)

第7条 本会の運営委員への加入を希望する者は、代表者に申し出、既存の運営委員の承認を得なければならない。

2. 加入希望者は、次の各号に該当しないことを要する。
 - (1) 反社会的勢力(暴力団、暴力団関係企業、総会屋、その他これに準ずる者)に属している者
 - (2) 反社会的勢力と社会的に非難すべき関係を有する者

(脱退)

第8条 運営委員が、脱退を希望する場合、代表者にその旨を届け出るものとする。

(運営委員資格の喪失)

第9条 運営委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 脱退を申し出たとき
- (2) 会の名誉を著しく傷つける行為があったとき
- (3) その他、会議の決議により除名されたとき

第3章 役員

(役員の設定)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 会計 1名
- (3) その他、必要と認めた役員

(役員を選出)

第11条 役員は、運営委員の互選により選出する。

2. 任期は1年とし、再任を妨げない。
3. 役員に欠員が生じたときは、速やかに補充する。

(役員職務)

第12条 代表は本会を代表し、会務を総理する。

2. 会計は本会の会計を担当する。

第4章 会議

(会議の開催)

第13条 本会は、運営委員による会議(以下「運営会議」という。)を、年1回開催する。必要に応じて臨時会議を開催できる。

2. 運営会議は代表が招集し、出席した運営委員の過半数の同意をもって決定する。
3. 運営会議の議事は、議事録として保存する。

(議決事項)

第14条 運営会議では次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び報告
- (2) 会計報告
- (3) 会計に関する事項
- (4) 会則の改廃
- (5) その他必要な事項

第5章 会計

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第16条 本会の運営に必要な経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 活動に伴う参加費・利用料等
- (2) 寄付金その他の収入
- (3) 必要に応じて特別に徴収する費用
2. 本会は、運営委員に対して会費を徴収しない。

第6章 附則

(会則の改廃)

第17条 本会則の改廃は、運営会議において出席運営委員の過半数の同意をもって行う。

(解散)

第18条 本会の解散は、運営会議において、運営委員の過半数の出席と、その3分の2以上の同意をもって決定する。

(施行)

第19条 本会則は、2025年11月13日から施行する。